

「戸田市建築物耐震改修促進計画の一部改定(案)」

意見募集期間：令和8年1月15日から令和8年2月13日まで

概要

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定され、本市では、平成20年3月に市内の住宅や建築物の耐震化の促進に取り組むため、戸田市建築物耐震改修促進計画を策定しました。

近年、熊本地震や能登半島地震など、大きな地震が頻発しており、今後、首都直下地震等の発生も懸念されるなど、住宅や建築物の耐震化については、更なる促進が求められております。

この度、現行の戸田市建築物耐震改修促進計画（第2次改定版）が令和7年度末で終了となることから、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」や県の「埼玉県建築物耐震改修促進計画」の改定を踏まえた取組みの追加等、計画の一部改定を行うこととしました。

市民生活への影響

本計画の改定では、耐震診断及び耐震改修の促進をより一層図るために、地震時の安全対策に係る取組みを拡充するなどの施策の充実を図ります。これにより、市内の住宅や建築物の更なる耐震性向上が図られ、地震からの被害を軽減することにつながり、市民の生命及び生活の安全、財産を守ることが期待されます。

